

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 令和2年3月 9日

東京都作業部会確認 令和2年3月19日

事業名 賃貸借

案件名 パラリンピックファミリーホテルにおける諸室の借入

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	本事業は、大会運営を担う IPC のオフィスとして必要な事業である。よって、大会に必要な経費として、5月31日の大枠合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項と考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 開催都市契約 大会運営要件で求められている IPC オフィススペースの提供である。 大会期間中、大会運営を担う拠点となるため不可欠である。
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、V4 予算額の範囲内である 使用範囲や期間を最小限にとどめるなど経費削減を行っており、効率性について配慮している。
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、IPC との合意に基づき、ホテルとも度重なる交渉を行った結果、ホテル宴会場通常販売価格に比べて割引がなされており、適正な価格である。
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、大会運営を担う IPC のオフィスを対象としており、大会成功のためには欠かすことのできないものであり、公費負担の対象として適切といえる。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。